

# 校則の見直しをする場合の手順



令和5年11月1日 改訂  
徳島市城西中学校  
生徒指導部

※ 生徒会役員は、城西中学校の生徒の意見を集める役割を担うものとする。

## 校則改訂の流れ

- (1) 生徒会役員は、校則に関する意見があれば、生徒会・教職員で協議し、校則の見直し案を作成する。
- (2) 作成した校則の見直し案を代議委員会で協議する。
- (3) 代議委員会での協議内容を各クラスに周知し、意見集約する。
- (4) 代議委員会での協議と意見集約を基にした、校則改訂案を、職員会議で検討し、協議する。
- (5) 学校運営協議会、PTA 役員会で校則改訂案について意見を聴取する。
- (6) 校則改訂が決定した場合は、全校に周知し、ホームページでも公開する。

